

千葉県警察の処務に関する訓令

昭和60年3月20日

本部訓令第5号

(概要)

この訓令は、事務の合理化を図り、併せて職員の意識の高揚と規律の保持を図るため、千葉県警察における事務の処理及び千葉県警察職員の服務について定めたものである。